

三浦都市計画生産緑地地区

追加指定基準

三浦市都市計画マスタープランの目指すまちづくりに資することを目的とし、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく生産緑地地区の追加指定については、都市計画運用指針（国土交通省）に定めるもののほか、次の基準によるものとする。

- 第1 緑の基本計画等の各種計画に適合し、又は位置づけられるもの
- 第2 新たに指定することにより既指定の2以上の生産緑地地区の一体化又は既指定の生産緑地地区の整形化が図られるもので、別紙の三浦都市計画生産緑地地区追加指定基準運用指針によるもの
- 第3 街区公園に準ずる緑地効果が期待できるもので、別紙の三浦都市計画生産緑地地区追加指定基準運用指針によるもの
- 第4 公共施設等の設置計画に位置づけられている区域内にあるもの
- 第5 土地区画整理事業区域内における指定については、集合農地区等、事業計画段階で計画的に配置される農地等として位置づけられるもの

附 則

この指定基準は、平成9年8月8日から施行する。

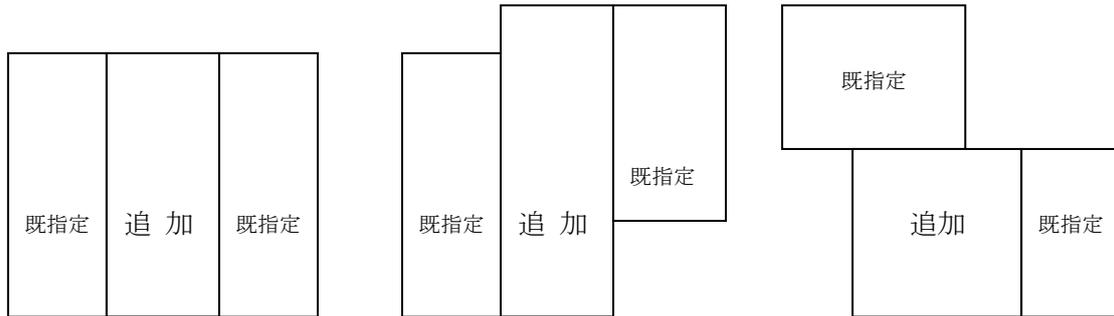
附 則

この指定基準は、平成25年4月1日から施行する。

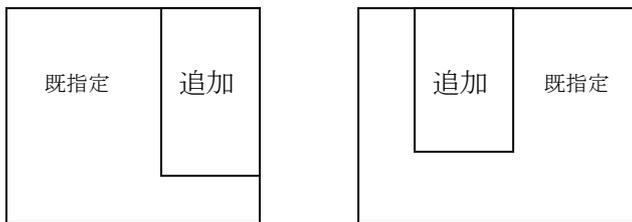
三浦都市計画生産緑地地区追加指定基準運用指針

1 三浦生産緑地地区追加指定基準（第2）

○一体化



○整形化



2 三浦生産緑地地区追加指定基準（第3）について

(1) 街区公園等に準ずる緑地効果が期待できるものは、三浦市の公園平均面積を上回る 2000 m²以上の現に耕作されている一団の農地等とする。

ただし、周囲 250m以内に 2500 m²以上の整備された街区公園や生産緑地地区があり、相当程度誘致範囲が重複する場合は除く。

(2) 著しく不整形又は不接道で、その形状が公共施設用地として不適でないこと。